

人口動態統計月報（概数）

平成30年9月分

	目	次
調査の概要	1
第1表 人口動態総覧—対前年比較—	3
第2表 人口動態総覧，月別	4
第3表 人口動態総覧（件数），都道府県（特別区—指定都市再掲）別	6
第4表 死亡数及び死亡率（人口10万対），死因（死因簡単分類）別—対前年比較—	10
第5表 乳児死亡数及び乳児死亡率（出生10万対），死因（乳児死因簡単分類）別—対前年比較—	14
第6表 死亡数，死因（選択死因分類）・性・年齢（5歳階級）別	16
第7表 感染症による死亡数，死因（感染症分類）別—対前年比較—	32
付録1 感染症分類と死因基本分類との対照表（追加・変更分）	34
付録2 諸率の算出に用いた人口，月・性別人口（日本人人口）	35
参 考	6～9月の熱中症による死亡者数 35

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

公表している人口動態統計

人口動態統計速報	人口動態統計月報（概数）	人口動態統計年報
数値：調査票を作成した数	数値：概数	数値：確定数 (概数に修正を加えたもの)
集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人 (いずれも前年以前発生のもを含む)	集計客体：日本における日本人 (前年以前発生のもを除く)	集計客体：日本における日本人 (日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生のもは別掲)
公表：毎月 調査月の約2か月後	公表：月報 調査月の約5か月後 ：毎年* (年間合計) 調査年の翌年6月	公表：毎年* 調査年の翌年9月

※本概況は中央の破線の部分である。

*印については概況としても公表する。

○ 本報告は、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>) 及び政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している。

表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のありえない場合	・
比率が微小(0.05未満)の場合	0.0
減少数(率)の場合	△

担 当

政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室
月報調整係

TEL 03 (5253) 1111

内線7476

調 査 の 概 要

1 調査の対象及び客体

人口動態調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本報告は日本において発生した日本人に関する事象を客体としたものである。

2 調査の期間

人口動態調査は、市区町村に届け出のあったとき調査票を常時作成するものであって、この月報では次のものを取りまとめ、本月分として公表するものである。

(1) 出生、死亡、死産の場合

9月中に発生し、9月1日～10月14日までに届けられたもの。

(2) 婚姻、離婚は9月1日～9月末日までに届け出られたもの。

3 本報告から除外した件数は、次のとおりである。

	本年発生件数		前年以前発生件数
	日本における外国人	外国における日本人	
出生	1 430	1 117	26
死亡	573	152	191
死産	40	・	-
婚姻	336	857	-
離婚	77	149	51

4 調査の方法

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について、市区町村長が受理した届書等をもとにして1件ごとに人口動態調査票を作成する。

調査票の提出経路は、市区町村→保健所→（保健所を設置する市・特別区）→都道府県→厚生労働省である。

5 結果の表章

(1) 都道府県の分類は出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

(2) 死因については、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10（2013年版）」に準拠して設定される「疾病、傷害及び死因の統計分類（平成27年2月13日総務省告示第35号）」によるものである。

(3) 前年の数値は、概数である。

(4) 用語の説明

自 然 増 減 : 出生から死亡を減じたもの

乳 児 死 亡 : 生後1年未満の死亡

新 生 児 死 亡 : 生後4週未満の死亡

早期新生児死亡 : 生後1週未満の死亡

死 産 : 妊娠満12週以後の死児の出産

周 産 期 死 亡 : 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

